

おはようございます。日本共産党熊本市議団の那須円です。

現在、日本を取り巻く課題は、少子高齢化、経済の6割を占める家計消費の低迷、実質賃金の低下、雇用の不安定化、東京への人口流出など山積しています。市長が目指す誰もが憧れる生活都市熊本を実現していくためには、様々な課題があると実感せざるを得ません。様々な課題について、市の対応の問題点や取り組むべき政策を議論していきたいと思います。

まず初めに、各種施設利用料の値上げ等についてお尋ねいたします。

今議会には、「社会情勢の変化」ということを理由に、富合・天明・火の君・植木文化ホールなどの文化ホール使用料や、五福小プール、すこやか交流広場農園、三山荘、東部交流センター・アクアドーム・南部スポーツセンター・総合体育館などの各種スポーツ施設、動植物園、加えて住民票・戸籍等や課税証明の発行手数料など、様々な分野の使用料・利用料を一斉に引き上げる条例案が提案されています。そこでお尋ねいたしますが、値上げの理由の社会情勢の変化ということはどういうことでしょうか。

また、「受益者負担の適正化」に取り組むということで、今回の値上げにあたり、各種施設を第1区分から第4区分に分けて、第1区分と第4区分はコストの50～75%、第2区分は75～100%、第3区分は25～50%を受益者の負担とする目安が設定されています。区分の分け方や負担割合の根拠は何ですか。法的な根拠があるのでしょうか。

今回値上げが提案されている施設は、日常的に市民が身近に利用している施設です。非営利に利用し、心と体の健康づくりや地域における交流等を目的としています。本来自治体は、スポーツや文化活動を支援すべきものであり、今回のような施設の利用者負担増は、利用促進に逆行するものではありませんか。

使用料・手数料の一斉値上げは、今議会に条例案という形で提案されましたが、スポーツ施設、文化ホール、その他の施設、住民票や税の証明発行など、市民生活に欠くことのできないものです。これだけ多くの分野にわたって利用者負担を求めるのであれば、議案として提案する前に、どのような変更を検討しているのか、その理由は何か、必要性などを説明し、市民や議会に意見を求めるべきではなかったでしょうか。こうした説明もなく議案を提案するというのは乱暴ではないでしょうか。

10月からの消費税10%への増税実施が1カ月を切っていますが、多くの国民が増税への怒りや不安を持っています。8月に公表された厚生労働省社会保障審議会年金部会の報告で、30年後には3割も減るという年金の見通しもあり、減っていく年金、増える税負担という二重苦という点でも、国民のくらしの不安はかつてなく大きいと言えます。今回の手数料・使用料一斉値上げは、本来ならば国の防波堤となって市民を守るべき地方自治体が、国と一緒に負担増を押し付け、暮らしを追い詰めるものになっています。消費税増税にプラスとなる値上げの負担感をどのように考えられているのでしょうか。また、国でも消費税増税対策として税金を投入して負担軽減をつぎ込んでいるときに、市のやっていることは全く逆行しているとは言えないでしょうか。

このような時期の使用料・手数料の一斉値上げは中止し、少しでも市民の負担を軽減し、暮らしを守る立場に立つべきではないかと考えますが、大西市長の答弁を求めます。

(答弁)

今答弁で受益者負担の割合を設定したとありましたが、何が根拠でこうした割合が決まったのか全く理解できないものでした。例えば、動植物園の受益者負担の割合は50%から75%の区分に入っています。しかし、ご存知の通り、動植物園は社会教育を目的とした施設であり、その在り方を定める社会教育法では、第3条1項で「国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」。第2項「国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。」とうたっています。

利用する方と利用しない方との公平性の観点との答弁もありましたが、行政の責務はむしろ、進んでこうした施設を利用することを進める立場であるのですから、だれもが利用しやすい施設にするためにはどうすればいいのか、ここに考え方の原点がなければならないと考えます。50%から75%の受益者負担を求めることに根拠はありません。他都市との比較や類似施設とのバランスで勝手に受益者負担の目安など出すことも誤りだと私は思います。今議会において、議論が進められることかと思いますが、指摘した点をしっかりと踏まえていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に最低賃金の抜本的引上げについてお尋ねいたします。

貧困と格差が広がる中、年収200万円以下の労働者が2017年には、1085万人にのぼっています。安倍政権は、最低賃金を毎年3%引き上げ、できるだけ早期に、全国加重平均で1000円をめざすと言っています。しかし実際には、現状から行けば、全国最低の県が1000円に到達するのは、10年後の2028年です。

今年の改定で、東京都と神奈川県は初めて1000円を超え、全国平均も901円と、初めて900円台になりました。熊本も28円引き上げられ790円となったものの、全国最低であります。

東京一極集中を解決するために地方創成戦略はスタートしました。熊本市においても、2017年3月に改訂された「しごとひとまち創生総合戦略」において、「社会減対策として、若い世代の多くが県外に流出している中、若い世代の転出抑制やU・Iターン等による転入促進が必要であり、そのためには雇用機会の確保、起業化できる環境整備などが必要」と、しごとに重きを置いた地方創生戦略を進めようとしています。しかし、現実的には、東京都市圏への人や経済の集中傾向はいまだ改善を見ていま

せん。先ほど述べた通り、雇用の受け皿、賃金水準が熊本と東京には大きな差が以前あります。地域間格差は、時給で 224 円、年収で 43 万 200 円（1800 時間で計算）へとさらに拡大しており、格差是正を目的とする最低賃金制のもとで格差が拡大するという異常な事態です。この、最低賃金を全国一律で直ちに 1 0 0 0 円へと引き上げること、そして、人件費の割合が高い中小・小規模事業者には、国が責任を持ち財政的な支援を行う必要があるとかんがえます。

そこで大西市長にお尋ねいたしますが、このような全国最低の熊本の最低賃金への市長の認識をお聞かせください。合わせて、今後働く貧困層をなくし、雇用者所得が消費・地域経済に波及していくためにも、全国最低の最賃を抜本的に拡充し、全国一律の時給 1000 円へと引き上げていくことこそ求められていると思いますが、見解を伺います。また、そのことを国に対し求めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

（答弁）

市長からは、最低賃金の引上げについては必要との認識が示されました。当然、市長がおっしゃったように賃金上昇により、経営悪化を招かないよう諸外国が実施しているように例えば企業の社会保険料の減免、大企業との公正な取引など、中小零細企業への支援は不可欠であり、セットで進めることが必要だと思います。引き上げのための環境整備に継続して取り組むとのことですので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、国民健康保険についてお尋ねいたします。私たち共産党市議団は、熊本市の国保料について、モデル世帯（両親、子ども 2 人、所得 2 0 0 万円世帯になりますが、）年間保険料が 4 0 万 5 0 1 5 円となるなど、政令指定都市の中で最も負担の重い金額となっていることを示し、保険料引き下げを求めてきました。

前回、国保加入世帯の置かれている実態も示しましたが、大西は保険料引き下げを明言せず、逆にこれまで 2 度の料率改定、今年度から限度額引き上げなど、保険料の引き上げを行ってこられました。

執行部の皆さんも自分の身になって考えていただきたいのですが、所得の 2 割が医療保険に消えていく、この負担は生活を圧迫します。今や、国保加入者の 9 割弱が所得 2 0 0 万円以下の状況です。この 2 0 0 万のうち、さきほど紹介した 4 人家族は 4 0 万円国保料を払わなければならない。重い国保料が生活を圧迫し、もはや負担の限界にきていることを、行政が共有し、引き下げに踏み切るべきだと考えます。国保料の滞納率は全国平均 1 5 % に対し、熊本市の滞納率は 2 8 % と約 2 倍となっており、3 世帯に 1 世帯が滞納せざるを得ない状況です。

後程触れますが、滞納者への窓口負担 1 0 割の資格証明書発行も激増し、無保険状態が市内各地で発生し、もはや皆保険の制度崩壊ともいえるべき緊急事態となっています。

まず最初に、端的にお尋ねいたします。滞納率が全国平均の 2 倍となっている原因をどのように考えていますか？政令指定都市で最も負担の重い国保料を引き下げるべきではありませんか？大西市長の

見解を伺います。

(答弁)

収納率が低く、その結果保険料が高くなっている。との答弁でしたが、その考え方にとどまる限り、保険料が高くなれば、収納率が低くなる、その結果保険料が上がる、さらに収納率が下がると、最悪のサイクルを繰り返すことになるのではないのでしょうか？ 収納率が低いから保険料が高くなるのではなく、保険料が高いから収納率が下がる、払えない方が増える。だからせめて払える保険料に引き下げる必要があると考えます。国保会計を維持していくことは大切ですが、国保会計は健全化したけれども、国保加入者の生活と健康は壊されたでは、本末転倒であると思います。保険料引き下げについては引き続き、実施を求めるものです。

国保に関する２番目の質問に移ります。全体的な保険料の引き下げについては、今市長の答弁で、現時点で困難とありました。ならば、せめて高い保険料のしわ寄せがもっとも集中している世帯への減免制度を拡充していくべきであります。世帯所得に対して、国保料の負担割合がどの様になっているのか？ その実態を見てみますと、多人数世帯、そして就労をしていない子どものいる世帯が、所得に占める保険料の負担割合が高い傾向にあり、負担の矛盾が顕著に表れています。最大の原因は、世帯人数が一人増えるたびに国保料に算定される均等割りがあるからです。子どもが一人生まれれば、４４７００円、所得が変わらないにもかかわらず増えることになります。子ども２人で、８万９４００円、子ども３人で１３万５１００円の保険料がひきあげられることになります。一人あたりの均等割り、一世帯あたりの平等割りが、算定の仕組みに組み込まれていることで、応能負担、つまり負担能力に応じ保険料を支払う仕組みが、なし崩しとなり、負担能力を超える保険料がこれら世帯の生活を圧迫している状況です。熊本県、芦北町では今年度より、１８歳未満の子どもの均等割りを全額免除する全国に先駆けた減免制度を始めました。熊本市で実施するために必要な予算は年間５億円です。熊本市においても、１８歳以下の均等割りの減免制度を実現すべきだと考えますが、大西市長の認識をお尋ねいたします。なお、現行の減免制度の紹介に終始する答弁ではなく、減免制度の実施にむけ、どのような考えで、どのような答えなのか？ 端的にお答えいただければと思います。

(答弁)

１８歳以下の均等割り減免制度については、全国市長会を通じ、要望しているとのことで、この方向性については一致していると思います。あとは、国の実施待ちとなるのか、芦北町のように地方自治体が主体的に取り組むかということです。１８歳以下で均等割りについては、全額免除で５億円、仙台市のように３割減免で２億円の財源が必要となります。市庁舎４００億円、市電１００数十億円をやっても財政健全化比率の悪化はないとの都市整備委員会における説明もあったところですので、ぜひこ

の減免制度の実施にむけ市として前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、国保 4 4 条減免の周知と利用促進についてお尋ねいたします。国民健康保険法には、4 4 条にて、所得減や貧困などを理由に、臨時的に医療費を 3 カ月間減免する減免制度が規定されています。しかし、この制度の活用実績は、昨年度 4 件、一昨年度 3 件とほとんど活用されていないのが実態です。原因は二つあります。一つは、市民に対し同制度が知らされていないということ、また市内医療関係者も同制度について知らなかったという声も少なくありませんでした。二つ目は、適用条件に所得減ということがあり、例えば低年金でぎりぎりの生活を送られている方などが病気になった際など、もともと低所得の下で生活をされている方は所得の減少がないということで、減免の対象からはじかれてしまうことです。

熊本地震の被災者に対して医療費減免が打ち切られましたが、先月熊本県へ減免再開の要望を行った際に、「医療費減免が打ち切られた被災者は 4 4 条減免の活用を」と県の職員がおっしゃっていましたが、実績を見れば、この 4 4 条減免が、被災者に対しても、機能していないことが明らかではないかと考えます。

そこでお尋ねいたしますが、この 4 4 条減免について、市役所、各区役所、各出張所に制度をお知らせするわかりやすいポスターなどを掲示する、市政だよりの掲載、ＨＰでのお知らせなど、周知を徹底すること、また市内医療機関に協力を呼びかけ、制度の周知に市としても積極的に働き掛けることが必要だと考えますがいかがでしょうか？

さらに、減免の適用規定は、各市町村の裁量に委ねられています。所得減という条件を改め、低所得状況が続いている世帯も減免の対象とするなど、運用規定の見直しを図るべきだと考えますがいかがでしょうか？健康福祉局長の答弁を求めます。

(答弁)

再質問

周知については、より積極的に行っていただきたいと思います。とくに、国保料の収納窓口などへの掲載、医療機関のケースワーカーなどへの周知など、この制度の活用を促す取り組みをお願いいたします。

そして、この減免制度の適用規定についてですが、再度大西市長にお尋ねします。4 4 条減免には、**「市長が特別に必要と認める場合」との規定があります。**県の担当者が言うように、熊本地震の被災者が医療費減免打ち切り後、医療機関の受診を我慢しなくていいように、せめて、全壊・半壊となったかたで、修繕や建て替えの返済が残っておられる方、そして所得の少ない方、こうした方は、4 4 条減免が活用できるよう検討いただけないでしょうか？ 4 4 条減免についてお聞きするとのお知らせは出していますが、被災者へ対応すべきではとの詳細な内容は通告していません。ただ、大西市長自らの言葉で、被災者への医療費減免についての考えをお聞きしたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

(答弁)

--

短期保険証と資格証明書についてお尋ねいたします。いずれも、保険料滞納者に対するペナルティ的な役割を担い、発行要件については、機械的に扱えば、市民の健康や命に直結する大変重要な課題としてお尋ねいたします。短期証は、通常 1 年間有効期間がある従来の保険証と違い、半年間しか有効期限がない保険証です。資格証明書は、医療機関において窓口負担が 10 割となるなど、実質的な無保険状況となるものであります。

資格証明書の発行件数は、平成 29 年度まで年 40 件程度でした。しかし、平成 30 年度から発行条件が緩和され、発行件数は 400 件と 10 倍以上に激増しています。

先日、この資格証明書が発行されている 50 歳のご夫婦から、相談を受けました。このご夫婦は、国保料滞納により資格証明書が発行されたのち、妻が子宮から出血、資格証の解除を求め、夫が相談をしても、滞納額の 4 分の 1 を払わない限り保険証は出せないとの対応でありました。その結果、半年間の間受診ができない状況が続いたというものでした。

このようなことがなぜおこったのか？その原因は、発行条件が、本人の健康状況、滞納世帯の経済的な実態、現在の支払い能力などを詳細に把握せず、滞納期間、滞納額など、機械的な発行を行っていることにあります。

丁寧な納付相談、聞き取り、経済状況に応じた分納などを行い、機械的な発行はやめるべきではないでしょうか？健康福祉局長の答弁をお願いいたします。

(答弁)

特別な事情の把握に努めとの答弁でしたが、紹介した事例は、滞納額の 4 分の 1 を払わないと資格証明書の解除はしないとのことで、市側が決めた納付金額をもとに、資格証の解除がなされずに、妻は長期間医療機関にかかれないというものでした。金の切れ目が命の切れ目という現状が、皆保険制度といわれる国保の現場で起こったことについては重く受け止めるべきだと考えます。払わない市民へのペナルティよりも、払えない保険料を強いている市自らの責任に向き合っていただくよう指摘し、次の質問に移ります。

次に、差し押さえについて、お尋ねいたします。大西市政になり、国保料滞納者に対する差し押さえ

件数は、2013年度271件から、2017年度 1586件へと6倍に激増しています。その内容については、2017年度差し押さえ件数1586件のうち、預貯金が1438件、生命保険147件とこれらあわせると差し押さえの99.9%になりますが、いまや差し押さえは家の中に踏み入り、動産を差し押さえるというものから、預貯金等の差し押さえへと差し押さえの方法についても変わってきています。しかし、差し押さえについては、市民の方からも生活費が入っている預貯金がかかる差しおさえられてしまった、事情の運転資金が差し押さえられ、どうすることもできないなど、相談の声が寄せられています。市民の生活実態を把握せずに預貯金が差し押さえしている実態があります。差し押さえについて、例えば最低限の生活費を残す、事業の運転資金などについては残すなど明確なルールを作るべきではないでしょうか？健康福祉局長の答弁をお願いします。

(答弁)

国税徴収法に基づき、差し押さえを行っているとの答弁でした。おっしゃった国税徴収法153条には滞納処分の停止、つまりは差し押さえをしてはならないケースが規定されています。その2項には滞納処分等を行うことによってその生活を著しくきゅうはくさせる恐れがあるときと規定されています。今熊本市が行っている預金の差し押さえは、生活費を残すとかそういったものではなく、まずは預金そのもの、全額を差し押さえるというやり方です。預貯金の差し押さえ件数は先ほど示した通り1438件、そのうち充当したものが910件と6割、残り4割は充当できず返還等が行われている状況です。つまりは、返還しないと生活が成り立たない、こうした分まで差し押さえを行っているのではないのでしょうか？生活を著しく窮迫させる場合は差し押さえはできない、法に基づく対応を行っていただくよう求めるものです。

1. 各種滞納者の生活再建に向けたワンストップ支援について

滋賀県野洲市は、市税や国保料などの滞納を生活困窮者からのシグナルと捉えて、縦割りではなくて関係所管課が連携し、市民の生活再建に取り組んでいる自治体です。

その主体となっている市民生活相談課は、平成11年から消費生活相談をベースに、ワンストップで市民の相談を受け付け、相談者からの話を聞き、生活再建のプランを立てて支援調整会議を毎月開いてプラン内容を検討、現在では、市民相談、消費生活相談、法律相談、税務相談、行政相談、就労相談、生活困窮相談、自立支援相談、家計相談支援、学習支援の各事業など、広範囲の仕事を他部署、地域の弁護士、司法書士、ハローワーク等との連携を図りながら取り組んでおられます。市民の抱えている幾つもの問題を一つ一つ解決するために、各課を市民に回らせるのではなくて、職員が市民相談課に集まって対応する姿勢を貫いておられます。

多重債務の相談から弁護士につなぎ、過払い金の返還、そして市税が納入されるなどの事例もあることから、納付相談から困窮者を発見すれば、市民生活相談課につないで生活支援をする仕組みが整っているからというふうに評価されております。

野洲市納税推進課の説明資料によりますと、ようこそ滞納いただきましたとの記載があります。この精神で、税の滞納という市民の状況から、どれだけの問題を抱えているのだろうか。市役所には、命と暮らしを守り、支える制度が整っていると相談者に優しく寄り添い、おせっかい精神を合い言葉にして、抱えている問題や悩みを引き出し、トータルで解決していくために各セクションとの連携をとるなど、取り組みを進めています。本市においても、大いに学ぶべきものがあると考えています。

そこでお尋ねいたしますが、野洲市の取り組みを参考に、滞納を市民の生活再建の糸口とするワンストップの相談体制の確立し、市民の悩みや生活苦に対する役所内の連携を図っていく必要があると思いますが、大西市長の答弁を求めます。

(答弁)

生活自立センターについては、先日の一般質問でも取り上げられましたが、貧困が大きな社会問題となる中、その役割はますます大きくなっています。一つの滞納を市民の SOS ととらえ、市役所各部署や外部団体との連携をさらに強めていただきたいと思います。市税、国民健康保険料、水道料金、各種貸付など、支払いや返済の際に、各窓口担当者が常に生活自立センターとの連携を意識しながら、対応するよう周知や相談に対する向き合い方など、しっかりと指導していただくよう求め、次の質問に移ります。

次に、保育問題についてお尋ねいたします。

今年 5 月、幼児教育・保育の一部を「無償化」する改定「子ども・子育て支援法」が成立し、10 月から無償化がスタートすることになります。

しかし、法律が成立した翌日、新聞各紙は批判的な論調で報じました。

「毎日」は「子育て支援 見切り発車」との見出しをとり、認可外保育施設指導監督基準を満たさない施設も 5 年間、公的給付の対象としたことなどを取り上げ、「大きな課題が『保育の質の確保』だ」と問題視。「朝日」も「幼保無償化 遅れる安全」として、認可外保育施設の指導監督強化の実効性が不透明なことを指摘しています。東京は「保育士不足に拍車 懸念」として、保育士の処遇改善が進んでいない点や自治体の事務負担が増えることへの懸念をあげました。「読売」は「子育て世帯の経済的な負担が軽減される一方、ニーズの増加で、教育・保育の質低下や保育士不足の深刻化を懸念する声もある」と指摘。「産経」は「安全確保 拭えぬ不安」として、社会面で認可外保育施設での事故で子どもを亡くした当事者の不安を紹介しました。

また、無償化財源が、低所得世帯ほど負担の重い逆進性を持つ消費税の増税頼みであること、「無償化」のための費用の多くは、比較的所得の高い世帯に偏り、低所得世帯への恩恵は少ないことなど、

制度の立て付けの矛盾も指摘されています。

保育・幼児教育の無償化について、10月からの制度実施を前に、数点お尋ねいたします。

まずは、保護者の負担についてであります。今回の制度で、10月からの「無償化」の対象年齢は3～5歳は原則全世帯、0～2歳は住民税非課税世帯となっています。対象となる施設は、認可保育所、幼稚園、認定こども園が中心で、認可外保育施設などは上限をつけて補助するというものです。しかし、保育や幼児教育の無償化とはいっても、食材費の負担など、年収360万円以上の世帯は実費負担となるなど、保護者への負担は残った形になります。こうしたなかで、子育て支援の強化策として、保育料や食材費への独自の軽減策を講じている自治体もあります。兵庫県高砂市は、無料化の対象から外れた世帯に対して服飾費を無料化する独自の軽減策を講じました。市独自の保育料負担が、無償化に伴い減少する分を財源としています。また、栃木県大田原市は、制度の対象外となる0歳から2歳の課税世帯の保育料についても、3割補助する独自の軽減策を講じるほか、年収360万円以上の副食費を負担する世帯に2000円の補助を行う独自の制度を創設しています。熊本市においても、完全無償化に向けた市独自の取り組みを進める必要があると考えますがいかがでしょうか？大西市長にお尋ねいたします。

(答弁)

これまで実施していた第2子、第3子の減免については、10月以降も実施するために補正予算が提案されていることは大いに評価をいたします。ただ、幼児期の食育など大変大切な取り組みであり、これまでは副食費については、保育料に含まれる形で財政措置されていました。保育・幼児教育の無償化というのならば、こうした食育に関する費用についても、無償化に向けた取り組みが、各自治体の取り組みで行われていますので、引き続き検討いただくようお願いいたします。

次に、保育や幼児教育を提供する園側の問題についてお尋ねいたします。内閣府が先月22日に各自治体に送付した「10月からの特定教育・保育の費用告示案」では、副食費の実費徴収に伴い、公定価格を5090円引き下げるとしています。つまり、園としてはこれまで支給されていた5090円の収入を失い、新たに副食費4500円が増収となるものの、差し引き約600円のマイナスとなります。標準的な定員90人の保育園で計算すると、年間60万円以上の減収となります。こうした減収が原因となり、例えば職員の非正規化が進んでしまうなど、保育士の待遇の低下や保育の質の低下が懸念されています。

また、園にとっては、副食費の徴収業務について新たな事務作業が増加するにもかかわらず、なんら財政的な支援もない状況です。

公定価格引き下げによる減収に対する対応、そして副食費徴収業務への支援など、市としてどのよう

に取り組むのでしょうか？健康福祉局長にお尋ねいたします。

(答弁)

副食費の減額分は、栄養管理加算などを当てれば大丈夫という国の考え方が示されましたが、栄養士を配置することによる栄養管理加算はあくまで、栄養士の配置を促すための予算措置であり、栄養士を配置していない園は、新たに栄養士の人件費にこの加算分を当てることになります。そもそもある目的を果たすための加算金を、副食費に関する減額の穴埋めに使えばいいのではないかという考え方は、制度設計そのものに熟度が足りず、その場しのぎと言わざるを得ません。副食費徴収業務とあわせ、しっかり現場の声を聴きながら、課題を整理し、国に対して改善を求めていただくようお願いいたします。

次に保育の質についてお尋ねいたします。

「保育、幼児教育の無償化」方針は、保育のあり方を根本からゆがめる恐れも指摘されています。保育士の配置数や保育室の面積などで国の基準に満たない認可外施設の利用者も、補助の対象になるため、「保育の質」が保てない施設に国がお墨付きを与えることになるとの懸念の声があがっています。小規模保育事業所では、A型、B型、C型と規模により保育士の配置については、様々な基準がありますが、本市においては、設置認可の際の保育士の配置の配転を高くするなど、保育士の配置の重要性を市としても認識しながら、100%保育士が配置されています。一方で、認可外保育施設では保育士の資格保有者の配置を3分の1、企業主導型保育施設については2分の1で運営を可能とするなど、ここでも保育の質の低下が懸念されています。もちろん、認可外においてもこうした保育士配置の緩和に甘んじることなく、100%保育士を配置し、保育の質を落とさない努力をされている園もあります。

今年4月、4年ぶりに待機児童が発生する事態となり、いま、保育の受け皿を増やすための取り組みが進められていますが、新規参入には企業主導型保育が増えている状況です。そこでお尋ねしますが、認可園と同様の保育の質を確保するためにも保育士配置比率の引き上げ等を促すなど、市として取り組む必要があると思いますがいかがでしょうか。健康福祉局長にお尋ねいたします。

(答弁)

監査による指導、さらには、保育士比率にともなう補助単価増加などを助言していくとの答弁でありました。保育士の配置基準を定めているのは、企業主導型は内閣府、認可外保育施設については厚労省であります。これらの施設も、10月からは、公費で運営される保育施設となります。認可園に保証されている保育と同等の質が求められますし、そのために保育士の配置基準は決して緩和されるものでは

ないと考えます。国に対しても、配置基準の改善を求めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

保育に関する質問の最後に、保育士確保に向けた課題について質問いたします。

保育の現場では、保育士が足りない、見つからないといった人材の確保に対する声が上がっています。保育士が確保できれば、子どもたちをもっと受け入れることができるという園も少なくありません。保育士は、介護職と並び、離職率の高い職種です。それは、あたりまえの生活を送り、家庭を持ち、将来にわたって安心した生活が保障されるとは言い難い、低賃金や処遇の低さが大きな原因と考えられます。保育士の賃金の引上げ、処遇改善に向け、市としてどのように取り組んでいかれるのでしょうか？また、国に対して要望すべきだと考えますがいかがでしょうか？この問題は保育の根幹にかかわる問題ですので、大西市長にお尋ねいたします。

(答弁)

育士確保は、大変重要との認識が示されました。処遇の改善は待ったなしの課題です。かつて介護職については、賃金の引き上げのための介護報酬の加算が行われました。行政側が主導して、こうした待遇改善に一步踏み出す、こうした対応も保育の現場、特に無償化に伴う需要の拡大が見込まれる時期ですから、検討いただきたいと思います。

認可保育所に子どもが入れない待機児・保留児の問題は今年も深刻であります。「無償化」で希望者の増加も想定される中、子どもが豊かな保育・幼児教育を受けられる体制を整えることと一体で、無償化をすすめることを求め次の質問に移ります。

次にエアコン設置に関する、様々な制度についてお尋ねいたします。全国的に猛暑が総務省消防庁のまとめでは、消防庁によれば、2018年の夏季（5～9月）に熱中症で救急搬送された人の数は全国で9万2710人とされており、救急搬送された人を年齢別でみると、48.1%が65歳以上の高齢者となっています。また、熱中症を発症した場所では、敷地内全ての場所を含む住居が40.3%で最も多く、2位の仕事場10.8%を大きく引き離しています。

こうしたなかで、厚生労働省は昨年6月、一定の条件を満たす生活保護利用世帯に対し、クーラー購入費支給上限5万円を認める通知を出しました。

しかし、条件の中に、「昨年度以降引っ越しをした世帯」、「健康状態や住環境等を総合的に勘案」などがあるために、助成が受けられない事例が発生しています。国のエアコン設置補助の対象外となっている世帯を含め、現時点では125世帯のご家庭にエアコンがない状況です。市が独自にエアコン設置に向けた助成制度を創設すべきだと考えるのがいかがでしょうか？

また、東京都荒川区では、高齢者世帯や障がい者、要介護者、乳幼児のいる世帯に対し、エアコン

購入費の際、5万円を上限に助成する制度があります。熊本市においてもこうした補助制度を創設し、猛暑から市民の健康と命を守る取り組みを進めるべきだと考えますがいかがでしょうか？

(答弁)

この問題は市民の健康や命にかかわる問題です。国が示している、エアコンがないと健康状態に影響するという要件は、全ての人に当てはまります。それは健康な人であっても、熱中症の被害に会っている現状を見ても明らかです。

また、答弁では国要件に合わない人は、社会福祉協議会の貸付を紹介しているとありましたが、そもそも貸付を受けた場合、その返済は、最低限度の生活を保障する生活費から支払はなければならず、最低限度の生活を下回る生活を送ることを前提としたもので、これまでは原則禁止されていました。こうした最低限の生活を犠牲にしなければエアコンも設置できない現行制度については改善するよう国に対しても求めていただきたいと思いますし、市としての独自の助成制度を求めます。高齢者世帯等へのエアコン設置助成については、生活費のやりくりによる購入している世帯の公平性との理由がありましたが、やりくりしてもなおエアコンが購入できない世帯への対応を求めているものであり、細かな制度設計を行い実施するよう求めるものです。

次に、教育の課題についてお尋ねいたします。

先月22日、学校現場で働く先生方とともに教育委員会に対して、働く環境の改善を求める要請・懇談を行わせていただきました。現場で働く教員の方の生の声を聞く貴重な時間となりました。

教員の働き方は、教員自身の問題に留まらず、教員の下で学ぶ子どもたちの発達や教育に大きく影響します。

現在、教育委員会では教員の時間創造プログラムを策定し、鋭意、教員の負担軽減等取り組みが行われています。しかしなお、現場では人が足りない、多忙で子どもに向き合う時間が十分に取れないなど深刻な声が上がっています。

教育現場で直面している課題について、具体的に聞いてまいりますが、一点目は、小学校への英語教育の導入についての人材確保についてです。来年度からの本格実施に向け、現場からは「小学校の学級担任は、基本的に英語教育の免許を持っていない。ALTに丸投げするしかない先生も多い」こうした意見や、「多くの先生が免許も知識もないなかで、見切り発車で英語が導入されたことで現場は混乱している」「英語の授業がかなりのストレスとなっている」「強化として教えるのならば、英語の楽しさ、正しい発音など、質の高い指導力が求められる」などの困惑の声とともに、何とか子どもたちに質の高い授業を行いたいとの思いで、人的な体制整備を求めておられます。そこでお尋ねいたしますが、現在13名の英語専科の教員が各学校を持ち回りながら英語の授業を行っています。現場の先生方は、この

英語専科の先生の授業を実際に見て、どのように英語の授業を進めていけばいいのか試行錯誤している状況です。小学校での英語教育において質の高い教育を保障していくためには、実際に英語専科の教員による授業を研修する機会を増やすこと、そのために英語専科の先生を一定度は増やしていくこと、英語の教材研究や指導力強化のために先生方に十分な研修時間の保障していくこと、またこうした実践をすすめるために必要な教員の加配を講じるべきだと考えますがいかがでしょうか？

(答弁)

A L T の充実とともに、英語授業に不安を持っておられる先生方への支援を実施していただくようお願いいたします。

次に、教員の抜本的な増員についてお尋ねいたします。教員の多忙化も深刻な状況です。国は、昭和33年の義務標準法制定の折、1時間の授業については、1時間程度の準備の必要がある、つまり授業時間と同等の時間を要するとの考えのもとに、教員の定数を定めてきました。熊本市の教育現場の実態はどうなっているか、小学校の授業時間3時間48分に対して、授業準備は1時間17分、わずか3分の1しかありません。

1時間の授業に対し1時間程度の準備時間が必要との認識は、遠藤教育長も昨年の一般質問のなかで、質の高い、きめ細かな指導を行う上で、授業準備は重要であり、その時間を確保することは不可欠との認識を示されました。授業に向けた教材研究や準備時間が十分に確保できないということは、子どもに対する教育への準備不足であり、子どもの健全な発達や可能性を義務教育の段階で阻害することになりかねません。だからこそ、教員の方々は、自らの時間や体を削りながら必死に教育に向き合っています。また、いじめなどの深刻なケースへの対応、保護者との意思疎通など多面的な対応に追われ、子どもとの対話ができない、同僚や先輩の先生に相談する時間すらも確保できないなど、時間と心の余裕が教育現場から失われています。精神疾患による求職者数も、厚労省資料によりますと、1989年に1037名に対し、2015年には5009名とここ30年間で5倍に激増しています。現在、教員の時間創造プログラムが進められていますが、質の高い教育きめ細やかな指導を保障するため、根本的な解決は教員の数を増やすこと以外にはありません。教育に最も力を入れている都市へ向け、教員の増員を抜本的に図る必要があると思いますがいかがでしょうか？

(答弁)

人材や財源の確保が困難との理由で、国に教員定数や給与の改善について要望したいとの答弁でした。しかし、この教員の数を増やすという問題は、熊本市の教育の水準を引き上げていくうえで喫緊の

課題であります。現場の先生が子供と向き合う時間が取れない、授業の準備すらもできない、相談すらもできない、そして精神的な疾患になってしまう、この課題を解決するためには、教員の数を増やす以外に方法はありません。人材の課題に触れた答弁がありましたが、その背景にはブラックな教員の労働環境が大きく関係しています。教員を増やし、やりがいやほこりが持てる環境に改善すれば、この人材の課題は解決できるものと考えます。また、財源の課題がありましたが、教育委員会として教員増員を望んでも、別の予算を削るなど教育委員会内で予算のやりくりをしなければならず、教員を増やしてほしいという最も切実な要望すらも上げることができない状況です。教育は人を育て、本市のみならず、この国の将来を担う人という何物にも代えがたいものを育てるものです。教員確保のための財源確保を最優先課題の一つとして考えていただきたい、大西市長に強く求めたいと思います。

次に35人学級についてお尋ねいたします。現在熊本市では、小学校4年まで、中学校1年に35人学級を実施しています。子どもの顔が見える、一人ひとりに向き合えるなど、教育に欠かすことができない子どもとの信頼関係の構築にむけ、この35人学級の取り組みは現場の先生方からも歓迎されています。しかし、一方で、小学校5年生となった際に、学級数が減り1学級の児童数が大きく増える場合に、特別な支援を要する児童への対応が十分にできない、子どもと向き合える時間が減少したなど、教員にとっても子どもにとっても4年と5年の境、中学1年と2年との境で、様々な弊害が生まれています。教員を加配して少人数指導という形で対応されていることは承知していますが、現場からも強く望まれている、35人学級を全ての学年において実施すべきだと考えますがいかがでしょうか。

(答弁)

次に、人事考課制度についてお尋ねいたします。人事考課制度とは、校長が教員個人の能力を評価し、それを昇給などに反映させる仕組みです。教員の資質向上や学校組織の活性化等を目的となっていますが、実際には様々な弊害が生まれています。

大きな弊害の一つが、学校現場のチームワークに亀裂を与え、教育の質の低下につながるという点であります。

明治大学教授の諸富祥彦氏は、著書「教師の資質」にて、教師のチームワークの弱体化にはさまざまな要因が影響しているとし、その原因の一つに、教師の人事考課をあげています。多くの方は教員の評価をすれば力量がアップする、士気が高まると思われるかもしれませんが、諸富氏は、実際に人事考課を熱心に行い、給与にも反映させている自治体（主に東京都や大阪府などの大都市圏）におい

ては、教師同士のチームワークにひびが入りつつあるのが実情であると述べ、この人事考課制度によって、職員室のチームワークが壊されていると指摘しています。

実際に人事考課制度を導入している熊本県の教育現場の先生方からは、教材研究の交流が減った、事業実践の共有などチームとしての協働に影響を与えているとの指摘が上がっています。

島根県教育委員会は、2016年8月23日に人事評価を用いた給与への処遇繁栄は行わない旨の方針を、教育長名で出しました。その理由として次の3点を挙げています。①多種多様な校種、職種のある学校において、給与に反映させる目的のもと一律の評価項目、着眼点、評価基準等を用いた人事評価制度の設計を行うことは困難。②学校現場における業績等の評価に際して、教育活動の成果は最終的には児童生徒の変容に帰着するといえる。しかしながら、教育活動そのものは、各学校の教職員のチームワークで遂行され、また、児童生徒の保護者との相互関係にも大きく依存するものであり、教職員個人の業績のみと関連付けてとらえることはなじまない。③各学校の教職員が一体となって児童生徒の変容を目指した教育活動に取り組む学校現場にあって、人事評価を個人の急に反映させることは学校現場のチームワークを阻害することにもなるとの理由で、教育に人事考課制度による給与への処遇反映は教育になじまないとし、導入を辞めています。

そこでお尋ねしますが、教育委員会における人事考課制度については、導入をすべきではないと考えますが、教育長のご認識をお尋ねいたします。

(答弁)

導入の可否については、すでに導入している自治体の効果や課題を見極めるとの答弁でした。今紹介したように、必ずしもこの人事考課制度は教員の士気や能力の向上にはつながっていません。むしろ、個々の評価をすることが、学年単位、学校単位で連携を深めなければならない学校現場にマイナスの影響を及ぼしていることも報告されています。総務省からの圧力に負けずに、教育の現場を第一に判断いただくようお願いいたします。

熊本地震からの復興や被災者の生活再建に関してお尋ねいたします。

まず一点目は、被災者の生活実態に即した住宅再建や住宅確保ができているかという点です。最大時約1万世帯が入居していた仮設住宅から、自宅の再建、恒久的な住宅の確保などが進み、現在では世帯が仮設、みなし仮設住宅で生活を送られています。

しかし、以前にも指摘していた通り、仮設から退去＝生活の再建、住まいの確保と安易に考えることはできません。今年、4月以降、入居期限を迎える被災者に対しては、より延長条件が制限され「災害公営住宅まち」「自宅を再建しているが業者等の関係で工事が遅れている」との条件を満たす方のみが、延長を認められている状況です。

今年度の数ではありますが、入居延長を希望する方793世帯のうち、35世帯の方が延長を

認められず、退去せざるを得ないという状況になっています。

先月 8 月末をもって、みなし仮設住宅の入居期限を迎え、9 月からは大家との 2 者間契約となった高齢者ご夫婦の話を聞く機会がありました。地震前は東区の分譲マンションにお住まいで、全壊判定の中で、今のみなし仮設に入居しておられました。

この間できるだけはやく住まいの確保をと物件を探していましたが、ペット同居可、家賃、希望の居住地域での物件は見つけることができず、期限を迎えやむなく 2 者契約に至ったとのことでありました。できれば延長をと思ったけれども自分たちだけわがままを言うことはできないと、入居延長の申請もあきらめたとのことでした。ご夫婦の年金はあわせて月 10 万程度、そのなかから 6 万円の家賃負担は重く、70 代の夫が仕事に出るようになったとのこと。本来ならば、やがて住宅ローンも支払い終わり、老後の暮らしを送るはずだったものが、毎月の家賃の支払いや生活費の負担に耐えながら、もし夫が働けなくなればどうなるのだろうかと不安な日々を送っているとのことでした。

大西市長は、震災後の 9 月議会に私の一般質問において、生活再建とはどういうことかとの問いに、「被災者の生活再建が達成できた状態というのは、被災者の方が震災前の安心な暮らしを取り戻し、あすへの希望を抱いて生活できるようになる状態であると考えております。それを目指して現在本市では、被災者一人一人の状況に応じ、きめ細かな支援に全力を挙げて取り組んでいるところでございます。」と答弁されました。

あの時の答弁に立ち返っていただきながら大西市長にお尋ねいたしますが、今紹介したご世帯は、市長の言われる震災前の安心な暮らしを取り戻し、明日への希望を抱いている生活を送られていると思いますか？また、一人ひとりの状況に応じとありますが、仮設住宅の入居期限を行政の側で決め、退去を迫るとするのは、一人ひとりの状況を見ない対応ではないでしょうか。まずは、この入居条件については、一人ひとりの生活実態に応じ、延長を柔軟に認めるものと変える必要があると思いますがいかがでしょうか？また、退去せざるを得ない方については、今紹介したようにみなし仮設上限の家賃を払っている方も少なくありません。せめてペットや希望居住地域などで公営住宅に入れなかった世帯に対し、その差額を補助する制度を独自に創設すべきだと考えますがいかがでしょうか？

(答弁)

再質問

延長要件の改善はおこなわない、家賃補助についても行わないという答弁でした。一人一人の状況に応じ、きめ細かな支援にはなっていないのではないかと、そう思わざるを得ません。そこで再度お尋ねいたしますが、私は何もすべての被災者に家賃補助をするよう求めているわけではありません。仮設入居の期限を迎え、災害公営住宅等にも入居できない。年金 10 万円で 6 万の家賃を負担しなくてはならない。こうしたこれまでの支援の網でもまだまだ救済できていない方々によりきめ細かな支援が必要だと思えます。例えば、所得要件、収入に占める家賃の割合など制度設計は様々あるでしょう。真に困っている方に向けたあらたな支援が必要なのか、せめて実情を把握し、検討してほしいと思いますがいかがでしょうか？

(答弁)

つぎに、被災者への医療費減免についてお尋ねいたします。

私たち日本共産党市議団は、震災から１年半後の９月末をもって打ち切られた医療費の減免制度について、その再開を訴えてまいりました。それは、被災者への聞き取り、アンケートをもとに、少なくない被災者が減免打ち切り後に、受診を我慢する、控えるなど受診抑制が発生し、重大な健康被害につながる危機感があったからです。市長は、「受診抑制はない」との理由で、再開については背を向けられましたが、実際には、医療費減免後、受診を控え、病気の重篤化となった方がいらっしゃいます。

その方の状況をご紹介しますが、この方は、中央区の賃貸マンションにお住いの時に熊本地震にあった６８歳男性の方です。マンションの被災度判定は全壊、公費解体後には、仮設住宅に転居、生活再建支援金などを生活費として暮らしをつないでおられました。もともと肝硬変を患っておられ、震災後も医療費の減免制度を活用し、治療を継続していました。仮設を出た後の生活を考え、できるだけ節約をしていたそうですが、貯金がだんだんと減少していくなかで、不安な生活を送られていたとのこと。しかし、２０１７年９月医療費減免が打ち切られたことをきっかけに、治療を中断、体調がよくない日も仕事に出ておられたそうです。

そして、今年６月、肝硬変の悪化による腹水の症状がでた段階で、私どもの生活相談に来られ、即入院となりました。現在は、生活保護を受給、西区の市営住宅で在宅療養中です。

住宅を失った被災者の思いは様々ですが、先の生活の見通しが立たず、できるだけ支出を、これは医療費を含みますが、我慢するという方が少なくありません。こうした受診抑制の実態をしっかりと把握することが重要ですし、健康と命を守る手立てを取るべきだと考えます。

そこでお尋ねいたします。市長はこれまで受診抑制はないとの認識に立ってこられました。しかし、実際には、受診抑制が発生しています。

まずは、この実態を認めるべきではないでしょうか？そして、医療費減免の再開を行うべきだと思いますがいかがでしょうか？

(答弁)

全体的にみると受診抑制に至っているとまでは言えないとの答弁がありましたが、そもそも受診抑制が起こっているかどうか、一人一人の被災者の実態を見て判断されるべきものです。全体的というのはどのような物差しですか？何割の被災者が受診抑制となっていないから大丈夫など、ラインを引くことはできません。レセプト件数を引き合いに出しますが、医療費減免打ち切りの月を境に受診件数が４割減少していることには一切触れず、抑制が発生していないというのは、あまりにも無責任だと思います。先ほど述べましたように、例えば国保４４条減免の運用規定の見直しで、受診を我慢している被災者に手を差

し伸べていただきたい、再度強くお願いし、次の質問に移ります。

次に、仮設退去後の被災者の見守り支援についてお尋ねいたします。今年 5 月、益城町のみなしも含む仮設住宅入居者への見守り支援を行っている N P O 法人 M I N O R I に被災者の実態と仮設退去後の課題など取り組みの状況について聞き取りを行いました。仮設退去後に、健康面、経済面でなんらかの支援が必要な方が 1 4 % いらっしゃるとのことでした。今年度、仮設退去後の被災者に対して見守りを行うための予算も確保されています。

地域の行事等への案内、民生児童委員との連携など、取り組みが行われようとしていますが、こうした地域からの呼びかけに応じることができない、地域に関わることができない被災者に対してどのようにアクションを起こしていくのが大事になってきます。引き続き定期定見守りやより親身になった地域と被災者をつなぐサポート体制の構築し、きめ細やかなサポート体制を作る必要があります。

そこでお尋ねいたしますが、仮設退去後の被災者の実態についてどのようにつかんでおられるでしょうか？また、地域と被災者をつなぐ体制を地域の実情に応じ講じていく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか？

(答弁)

熊本学園大学高林秀明教授の調査では、益城町の場合ですが、みなし仮設を退去した世帯の中で、病気や障害、要介護のいる世帯は 4 2 %、生活上や健康状態が悪化した世帯は 2 5 %、退去した世帯の 2 割から 4 割ほどが何らかの継続的な支援が必要な世帯とされています。保健師による専門的な支援を行うとのことですが、通常業務に加えきめ細やかな対応ができるよう体制の強化等、しっかり行い、実態把握に努めていただきたいと思います。

つぎに市庁舎建て替えについてお尋ねいたします。

今年度になって始まった市議会・庁舎整備に関する特別委員会では、8 月 2 日、8 月 23 日の 2 回にわたって、参考人の意見聴取が行われ、構造建築士・2 人が意見を述べられました。一方の参考人は「建替えの必要はない」、もう一人の参考人は「アスベスト使用とコスト比較の面から建て替えは妥当である」との意見を述べられました。議会の検討も始まったばかりで、意見もまとまっていないときに、「建替え先にありき」で市民説明を行ってきた市のやり方は、あまりにも一方的だと指摘せざるを得ません。そこでお尋ねいたしますが、市民に対し、①専門家の意見も分かれていること、②「建替えが必要なのか」・「必要でないのか」現在検討中であること、この 2 点を市民にきちんと伝えるべきではないでしょうか。

また、市のホームページに掲載されている「建替え先にありき」の動画は削除すべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、建て替えともなれば、300 億円、400 億円という莫大な費用が必要となります。今後の市政

運営にも大きく影響してくる重大な問題です。議会はもちろん、市民合意ですすめるべきだと考えますが、いかがでしょうか。大西市長に答弁を求めます。

(答弁)

今、市長は、現行の耐震基準を満たしていないこと、耐震改修も現実的に困難であることが判明したとおっしゃいました。では、斎藤氏が述べられた、告示波を除く9波の応答結果から耐震性に問題ないとした意見がだされました。さらには大口径の場所内コンクリート杭が多数打設されていることから、入力損失より構造物への地震力が低減されているとし、この影響を考慮した耐震性能の検討が必要であるとの意見がなされています。斎藤氏は、コアボーリングという手法があり、比較的簡単に調査が可能であると述べておられます。また斎藤氏は、市庁舎の周囲に地下土留壁、土をとどめる壁と書きますが、この土留壁が厚さ60センチ、深さ19メートルに設置されており、壁の剛性が極めて固く、ほとんど変形しないことから、杭の中間層で損傷を受ける可能性はなくなると指摘しています。市長は、こうした斎藤氏が指摘した課題の検証を行ったうえで、今の答弁をされたのかお答えください。大西市長にお尋ねいたします。

(答弁)

現行の耐震基準を満たしていないことで建て替えが必要とのことでしたが、ならば耐震基準が変わるたびに、現行の耐震基準は変わるわけですから、市役所を建て替えなければならないということになります。財政は破綻します。大切なことは、現行の市役所がなぜあの熊本地震によっても大きな被害を受けずに建つことができていたのか、斎藤氏の提言のように、まずは現行市役所の地震に耐えうる客観的な検証を行っていくこと、そしてこうした情報を市民にもわかりやすく提供し住民合意で進めることが大切です。

また防災拠点として、大地震後に使用し続けることができるようにとの答弁がありましたが、防災拠点についての議論はまだまだ十分になされていません。本庁に一極集中すべきなのか、震災のリスクに備え、分散させるべきであるのか、こうした議論も熟していない現段階で、防災拠点を理由に建て替えありきの結論付けは、強引なやり方と言われかねません。

市庁舎の建て替えについては、住民投票によって結論を導いた自治体も少なくありません。構造建築の理論は非常に分かりにくく、市民にとっては現時点では判断できる情報が示されていないという状況です。だからそこ、市議会でも出された専門家の意見や議論の内容を再度住民説明会を開き、市民に伝えるべきであると考えます。答弁では、市民説明会の開催についても触れられましたので、早急に実施するよう求めるものです。

次に、立野ダムについてお尋ねいたします。

立野ダムについては、これまでもその危険性や治水機能が発揮できない問題を指摘してきました。流木によるダム下方の穴が詰まり治水機能を発揮できない危険性、立野計画周斜面崩落によるダム津波の危険性、ダム建設予定地近隣の断層による危険性、ダムの治水機能が発揮できない場合の白川河川における本市の水害の危険性などであります。大西市長は、国が安全と言っているのだから問題ない。また、流域住民の不安を解消するために説明責任を果たすよう国に要望しているとの対応を続けてきました。

しかし、国交省は住民の不安にこたえる丁寧な情報提供を行っておらず、工事だけが着々と進んでいるのが実態です。

しかも関心すらもっていない、ダム事業そのものを知らない市民が多くいる中で、事業が進んでいることは、住民不在の公共事業と言わざるを得ません。

近年、線状降水帯の発達による想定を超えた豪雨災害が各地で発生している中で、大量の流木や岩石の流入で、これらの危険は何ら解決していません。ダムの治水を前提にした河川改修では、ダムの治水機能が発揮できない場合、被害は大きくなってしまいます。

大西市長にお尋ねいたします。ダムが機能せずに被害が広がった場合、建設を促進した市長の責任をどのように考えていますか？

いまからでも、住民と向き合い、疑問や不安に丁寧に答えるよう国に要望をすると同時に、丁寧な情報提供がない場合には、市長自身が工事を中止するよう求めていただきたいと思いますがいかがでしょうか？

(答弁)

立野ダムに関する質問については、市長の判断や考え方を自ら述べるという答弁をこれまでもずっと避けてこられました。白川の治水安全度の向上を図ることは共通の目的ではありますが、その手法に住民が疑問を持っているわけですから、自らの考えを示さず国の見解を述べる、その間にダム工事は進捗するといった市長の態度は、改正河川法が位置付けた流域住民の意向を尊重するという法の精神にも反しているといわなければなりません。立野ダムに依存しなくても、河川改修による治水安全度の向上という対策も住民から示されています。市自らも検証せず、ダムに依存する市長の対応は、必ず問われるものと思います。最大受益地といわれる熊本市において、国の言い分をうのみにするのではなく、せめて自らダムの安全性や危険性など主体的に意見をいえる段階で、ダム建設の可否を決断するよう求めるものです。

動植物園について

公共施設や教育施設のトイレの洋式化については、多くの議員からも要望改善がありました。私自身も、小中学校をはじめ、公共施設のトイレの洋式化について強く要望をします。今日は、そのなかで動物園のトイレの洋式化についてお尋ねいたします。

利用者の方から要望が寄せられています。トイレが汚い、洋式を増やしてほしいとの声です。とりわけ、現在の子どもたちは、和式トイレを利用できない利用した経験がないなど、トイレの洋式化を求める声は強くあります。

社会教育施設でもある動植物園については、多くの子どもたちが訪れるほか、今後、外国の方も含め多くの観光客も訪れる施設です。動植物園のトイレについては、早急に洋式化に対応すべきかと思えますがいかがでしょうか？

動植物園の入園料については、市内小中学生については無料となっています。現在、熊本市は、周辺自治体をはじめ、県下の自治体と連携中枢都市としての相互協力の関係を結んでいます。とりわけ、様々な機能が集中する熊本市については、その周辺自治体、連携自治体が担うことができない役割を担う必要があると考えます。また、交流人口増加の観点から、熊本市を訪れた方々がより動植物園を利用しやすいよう、動植物園の入園料無料化については、市内の小中学生に限定するのではなく、全ての小中学生を対象とするべきではないでしょうか？

(答弁)

トイレの洋式化については、来年度からの改修工事を行い、出来るだけ早期に終了したいとの積極的な答弁に期待したいと思います。そして、市外の小中学生の入園料については、冒頭、施設利用料の引き上げの問題で述べたように、多くの市民の方々、とりわけ、より多くの子どもたちが訪れることができるよう施設の役割も再度とらえていただき、無料化に踏み切っていただきたいと思います。年間の市外から訪れる小中学生は5万人弱です。入園料100円、年間500万円で、子どもたちにフリーに開放されている社会教育施設というものは、本市の教育に対する積極的な姿勢をアピールすることができますし、そのことを機会に入園者増にもつながります。前向きな検討をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。誰もが安心し、希望が持てる社会を実現していくためには、社会保障の充実図りながら将来不安を無くし、行政への信頼を高めること。雇用を守り、所得を地域経済にどう還流させていくのかこうした点が大切だと考えます。議員の皆さまや市長はじめ執行部の方々ともこうした視点でしっかり議論をしていきながら、より良い熊本市を目指し尽力する決意を述べ、一般質問を終わります。ありがとうございました。